

○ 農業共済団体の経理処理要領（平成 23 年 4 月 8 日付け 22 経営第 7209 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I～IV（略） V 経理規則</p> <p>（金銭の出納及び責任者） 第 17 条（略） ② 金銭の出納は、出納責任者の <u>承認</u> ある伝票によるほかは、これを行うことができない。</p> <p>（金銭の収納） 第 18 条（略） ②（略） ③ 領収書は複写式とし証拠書類を添付した伝票に出納責任者の <u>承認</u> を受け会長の決裁を経た後発行する。</p> <p>（金銭の支払） 第 19 条 金銭の支払は、出金に関する証拠書類に基づいて伝票を発行し、出納責任者の <u>承認</u> を受け、会長の決裁を経た後行う。ただし、金融機関に口座引落しを依頼して自動振替払を行っている場合は、この限りでない。 ②、③（略）</p> <p>（小切手の発行等） 第 21 条 小切手は、小切手の作成担当者が伝票又は連合会宛ての請求書に基づいて作成し、これに出納責任者 <u>及び署名人の承認</u> を得て発行する。 ② 小切手の署名人は会長とするが、参事が署名人<u>を</u>代行できる。</p>	<p>I～IV（略） V 経理規則</p> <p>（金銭の出納及び責任者） 第 17 条（略） ② 金銭の出納は、出納責任者の <u>認印</u> ある伝票によるほかは、これを行うことができない。</p> <p>（金銭の収納） 第 18 条（略） ②（略） ③ 領収書は複写式とし証拠書類を添付した伝票に出納責任者の <u>認印</u> を受け会長の決裁を経た後発行する。</p> <p>（金銭の支払） 第 19 条 金銭の支払は、出金に関する証拠書類に基づいて伝票を発行し、出納責任者の <u>認印</u> を受け、会長の決裁を経た後行う。ただし、金融機関に口座引落しを依頼して自動振替払を行っている場合は、この限りでない。 ②、③（略）</p> <p>（小切手の発行等） 第 21 条 小切手は、小切手の作成担当者が伝票又は連合会宛ての請求書に基づいて作成し、これに出納責任者 <u>の認印を受け、署名人の署名なつ印</u> を得て発行する。 ② 小切手の署名人は会長とするが、参事が署名人 <u>の記名捺印をして</u>代行できる。</p>

③～⑦（略）

以下略

③～⑦（略）

以下略

附 則

この通知は、令和2年12月25日から施行する。